

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

○保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則……………
（福祉保健局医療政策部医療人材課）…………… 一

告示

○不健全図書類の指定……………（都民安全推進本部総合推進部若年支援課）…………… 二
○東京都建築安全条例第七条の三第一項の規定に基づく区域の指定……………
（都市整備局市街地建築部建築企画課）…………… 二

規則（教）

○独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済掛金徴収規則の一部を改正する規則…………… 三

公告

○窓口事務に係る標準処理期間に関する要綱……………（総務局行政改革推進部行政改革課）…………… 三
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…………… 三
○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………（同）…………… 四

規則

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年五月十七日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二号

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則

保健師助産師看護師法施行細則（昭和二十七年東京都規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

別記第二号様式中

年	月	日	都道府県庁舎名称
を			

年	月	日	都道府県庁舎名称
---	---	---	----------

1 から 4 までの有無について必ず該当するどちらかを○で囲むこと。

「3 出願後の本籍又は氏名の変更の有無（右の場合、出願時の本籍又は氏名）有・無」を

「3 出願後の本籍又は氏名の変更の有無（右の場合、出願時の本籍又は氏名）有・無」に

4 旧姓併記の希望の有無 有・無

年	月	日	都道府県庁舎名称
年	月	日	都道府県庁舎名称
年	月	日	都道府県庁舎名称
年	月	日	都道府県庁舎名称
を			

「東京都知事 殿」を「東京都知事 殿」に改める。

別記第三号様式中

年	月	日	都道府県庁舎名称
年	月	日	都道府県庁舎名称
年	月	日	都道府県庁舎名称
年	月	日	都道府県庁舎名称
を			

「東京都知事 殿」を「東京都知事 殿」に改める。

別記第四号様式中

変	更	前	変	更	後(第1回)	変	更	後(第2回)
本 籍		都 道 府 県		都 道 府 県		都 道 府 県		都 道 府 県
あ り が た	(姓)	(名)	(姓)	(名)	(姓)	(名)	(姓)	(名)
氏 名								

を

変	更	前	変	更	後(第1回)	変	更	後(第2回)
本 籍		都 道 府 県		都 道 府 県		都 道 府 県		都 道 府 県
あ り が た	(姓)	(名)	(姓)	(名)	(姓)	(名)	(姓)	(名)
氏 名								
年	月	日	年	月	日	年	月	日
年	月	日	年	月	日	年	月	日

「准看護師籍に変更が生じたので、

准看護師籍の訂正及び免許証の書換え交付」や「准看護師籍訂正・免許証書換え交付」に「東京都知事 殿」や「東京都知事 殿」に改める。

別記第五号様式中「東京都知事 殿」を「東京都知事 殿」に改める。
別記第七号様式中

あ り が た	(姓)	(名)	(姓)	(名)	(姓)	(名)
氏 名						
年	月	日	年	月	日	年
年	月	日	年	月	日	年

准看護師試験合格

「東京都知事 殿」を「東京都知事 殿」に改める。

東京都知事 殿」に改める。

別記第八号様式から第十号様式まで、第十二号様式及び第十四号様式から第十六号様式までの規定中「東京都知事 殿」を「東京都知事 殿」に改める。

附 則

- この規則は、令和元年六月一日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の別記第二号様式から第五号様式まで、

第七号様式から第十号様式まで、第十二号様式及び第十四号様式から第十六号様式までによる様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができ

告 示

東京都告示第三十九号

東京都青少年の健全な育成に関する条例（昭和三十九年東京都条例第百八十一号）第八

令和元年五月十七日

東京都知事 小 池 百合子

図書類

指定番号 種類 名称、号刊、共通雑誌

四二九〇 雑誌

BAMBOO COM 著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。

ICS REIJIN uno! ノンケ童貞の俺がピッチ上司に食われた話 五七六四七―八五 株式会社竹書房

東京都告示第四十号

東京都建築安全条例（昭和二十五年東京都条例第八十九号）第七条の三第一項の規定に基づき、特に震災時に発生する火災等による危険性が高い区域を次のとおり指定したので、告示する。

令和元年五月十七日

東京都知事 小 池 百合子

区市 指定する区域

新宿区 上落合一丁目及び上落合二丁目各地内

附則

この告示は、令和元年六月十七日から施行する。

規則(教)

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済掛金徴収規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年五月十七日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第一号

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害

共済掛金徴収規則の一部を改正する規則

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済掛金徴

収規則(昭和三十五年東京都教育委員会規則第二十二号)

の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「千円」を「千二百九十円」に改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の第三条の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

2 平成三十一年度における追加契約に係る者についての災害共済掛金については、なお従前の例による。

公告

窓口事務に係る標準処理期間に関する要綱の

公告について

窓口事務に係る標準処理期間に関する要綱(平成六年九月三十日付公告)の一部を改正したので、次のとおり公告する。

令和元年五月十七日

東京都知事 小池 百合子

別表12福祉保健局中2の項から87の項までを3の項から87の項までとし、1の項中「社会福祉法人の設立の認可」を「社会福祉法人の設立の認可(社会福祉事業の譲渡による設立を除く。)」に改め、同行の次に次のように加える。

2	社会福祉法人の設立の認可(社会福祉事業の譲渡による設立を除く。)	社会福祉法第31条第1項	福祉部福祉政策課	60	1
---	----------------------------------	--------------	----------	----	---

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において

準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、

その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体

にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体に

あつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和元年五月十七日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

令和元年五月十七日

東京都知事 小池 百合子

一 店舗名

二 店舗所在地

三 設置者名

四 設置者住所

株式会社バルコほか十三名
豊島区南池袋一丁目二十八番二
ほか

五 変更を行った設置者名 株式会社アストリーディングほか

六 変更前の設置者名 有株式会社ヒロセ靴店

七 変更後の設置者名 株式会社アストリーディング

八 変更前の設置者住 大分県国東市武蔵町吉広九百五十

九 変更後の設置者住 六番一号(細田 英里花)

十 変更前の設置者の 大分県別府市大字鶴見四千二十七

十一 変更後の設置者の 番地の十七(細田 英里花)

十二 変更前の設置者の 代表者名 廣瀬 喜代江(有株式会社ヒロセ靴

十三 変更後の設置者の 代表者名 廣瀬 史幸(株式会社アストリー

代表者名 廣瀬 史幸(株

<p>十二 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社ヤタローほか七十八名</p>	<p>四 設置者住所 大田区大森北一丁目六番八号</p>	<p>十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>
<p>十三 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社ヤタローほか七十六名</p>	<p>五 変更前の設置者の代表者名 山口 一久</p>	<p>十二 縦覧期間 令和元年五月十七日から同年九月十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>
<p>十四 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社エフ・ディ・シー・プロダクツほか十七名</p>	<p>六 変更後の設置者の代表者名 中西 充</p>	<p>十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
<p>十五 変更前の小売業者の住所 板橋区弥生町七十七番三号(株式会社アニメイト)ほか</p>	<p>七 変更日 平成三十一年三月二十七日</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。 令和元年五月十七日</p>
<p>十六 変更後の小売業者の住所 豊島区東池袋三丁目二番地一号(株式会社アニメイト)ほか</p>	<p>八 届出日 平成三十一年四月十六日</p>	<p>一 店舗名 鎌田興産ビル</p>
<p>十七 変更前の小売業者の代表者名 鈴木 秀典(株式会社エフ・ディ・シー・プロダクツ)ほか</p>	<p>九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>二 店舗所在地 渋谷区宇田川町三十二番十三号</p>
<p>十八 変更後の小売業者の代表者名 瀧口 昭弘(株式会社エフ・ディ・シー・プロダクツ)ほか</p>	<p>十 縦覧期間 令和元年五月十七日から同年九月十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>三 設置者名 三菱UFJ信託銀行株式会社</p>
<p>十九 変更日 平成三十年十二月一日ほか</p>	<p>十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目四番五号</p>
<p>二十 届出日 平成三十一年三月十九日</p>	<p>十二 縦覧期間 令和元年五月十七日から同年九月十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>五 設置者名 若林 辰雄</p>
<p>二十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>六 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>
<p>二十二 縦覧期間 令和元年五月十七日から同年九月十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>七 縦覧時間 平成三十一年四月十七日</p>
<p>一 店舗名 大井競馬場前ショッピングモール ウイラ大井</p>	<p>十五 縦覧期間 令和元年五月十七日から同年六月十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>八 縦覧時間 平成三十一年三月十五日ほか</p>
<p>二 店舗所在地 品川区勝島一丁目六番</p>	<p>十六 縦覧期間 令和元年五月十七日から同年六月十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>九 縦覧時間 平成三十一年四月十七日</p>
<p>三 設置者名 東京都競馬株式会社</p>	<p>十 届出日 平成三十一年四月十七日</p>	

七
縦覧時間

る休日を除く。
午前九時三十分から午後四時三十分まで。
ただし、正午から午後一時までを除く。

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二)一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

